

2024年7月24日
一般社団法人日本ホテル協会

「令和7年度税制改正要望」の決定について

日本ホテル協会（会長：定保 英弥 株式会社 帝国ホテル 代表取締役社長）、では、7月19日（金）に開催した理事会において、「令和7年度税制改正要望」について別紙のとおり決定しました。

以 上

本件に関する問合せ先：
一般社団法人日本ホテル協会（小林・大谷）
電話：03-3279-2706

令和 6 年 7 月

一般社団法人日本ホテル協会
会長 定保英弥

令和 7 年度税制改正要望

1. 経営基盤の強化

大都市では訪日インバウンドを中心に宿泊需要が伸びていますが、コロナ禍の 2 年間の純損失はコロナ前の純利益の 42 年分に相当し、令和 4 年度末の負債比率は 909%に達するなど、財務の毀損は深刻です。こうした中、債務を返済しつつ、滞っていた設備投資を進めるなど観光立国を支える基盤インフラとしての使命を果たしていくため、経営基盤を強化する税制を要望します。

(1) 欠損金の繰越控除の拡充

繰越期間の 10 年を 20 年に延長するとともに、大企業について控除限度額を所得の 50%とする上限を撤廃し 100%控除を認めること。これにより、コロナ禍の損失を取り戻すのに必要な期間を 8 年程度短縮することが可能となる見込みである。

また、産業競争力強化法に基づく事業適応計画の認定を受けた場合、大企業でも特例事業年度に発生した欠損につき投資の範囲内で 100%まで繰越控除を可能とする特例については、令和 4 年 8 月 1 日に認定期限を経過したが、新たな計画認定による適用を認めること。

(2) 事業用資産の買い替え特例の要件緩和

事業用の土地建物等を譲渡して、原則 1 年以内、承認を受けた場合は 3 年以内を買換資産（建物）を取得した場合、譲渡益の一部に対する課税を将来に繰り延べることができるが、大規模な建物の建設には 3 年以上かかるので、承認を受けた場合は 5 年以内とすること。

(3) 中小企業投資促進税制と中小企業経営強化税制の延長

一定の投資を行った場合に税額控除（7%）又は特別償却（30%）を認める中小企業投資促進税制及び一定の投資を行った場合に即時償却又は税額控除（10%）及び固定資産税の特例を認める中小企業経営強化税制について期限を延長すること。

(4) 固定資産税（家屋）の負担軽減

令和9年度の評価替えに向け、固定資産評価の経過年数45年を使用実態に合わせて短縮すること。

2. 人手不足への対応

2023年の宿泊業雇用者は56万人で2019年の61万より5万人少なく、会員ホテルの99%において人手が不足するという深刻な状況です。このままでは国内観光や訪日インバウンド受入れのボトルネックとなることが懸念されるところ、ホテルを支える人材への投資を促進する税制を要望します。

(1) 人材投資促進税制の復活

平成17～19年度に（中小企業については平成24年度まで）存在した人材投資促進税制（教育訓練費の増加率に応じ、税額控除を認める制度）を復活させること。

(2) 賃上げ促進税制の要件緩和

大企業・中堅企業については継続雇用者の給与等支給額の増加を、中小企業については雇用者全体の給与等支給額の増加をそれぞれ要件として税額控除を認め、さらに教育訓練費が増加していれば追加の税額控除を認める制度であるが、大企業、中小企業ともに、継続雇用者か雇用者全体かどちらかの要件を満たせばよいこととすること。

また、中小企業にのみ認められている5年間の繰越控除について、企業の規模にかかわらず10年間の繰越控除を認めること。

(3) 配偶者特別控除の上限引き上げ

人手不足の中、年末の繁忙期に年収の壁によるパートの就業調整が発生するため、配偶者特別控除の対象となる配偶者の合計所得金額の上限引き上げ等により就業調整が生じない制度とすること。

(4) 法人事業税の付加価値割に係る雇用安定控除制度の要件緩和

雇用安定控除は、報酬給与額のうち、収益配分額（報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃料）の7割を超える部分を控除することにより、従業員を多く抱える事業者の負担を軽減するものであるが、ホテル事業は労働集約型であるとともに装置産業でもあるところ、報酬給与額のみならず純支払利子や純支払賃料も多いため、本制度を活用できない。このため、「7割を超える部分」を「5割を超える部分」とすること。

3. その他

(1) 印紙税の廃止または非課税の拡大

デジタル化が進展する中、合理性が失われているところ、速やかに廃止すること。少なくとも領収証等に係る印紙税の非課税範囲については、ホテル代を含む物価の高騰を踏まえ、5万円未満から10万円未満に引き上げること。

(2) 事業所税の整理・統合

事業所税の課税対象は、法人事業税等と重複し、実質的な二重課税となっているところ、整理・統合すること。

以 上